みなさんの医療を支えるために
国保税率改正のお知らせ

今回の税率改正は、国保加入者のみなさんに負担をお願いするものです。

本町の国民健康保険が支払う医療給付費は、近年における加入者の少子高齢化、医療技術の高度化によりますます増加しており、それに伴い国保財政の財源不足も毎年増え続けてきました。このような財政状況を改善するため、広陵町議会および国民健康保険運営協議会において慎重に審議をしていただき、今年度税率改正を行うこととなりました。

また、税率改正にあわせて、医療費の抑制と適正化のために特定健診や人間ドックなど健康増進施策のいっそうの充実を図り、滞納国保税の早期回収に今後とも取り組んでまいります。

大変厳しい経済状況の中での税率改正となりましたが、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

平成22年度の納税通知書は、7月15日ごろに送付します。

国民健康保険税はこのように変わります

保険税率と賦課限度額の改正

		平成21年度	平成22年度
医療保険分	所得割率	4.6%	**6.9%**
	資産割率	20%	**廃止**
	均等割額	18,600円	**26,100円**
	平等割額	19,800円	**27,400円**
	賦課限度額	470,000円	**500,000円**
後期高齢者支援分	所得割率	1.6%	**2.0%**
	資産割率	6%	**廃止**
	均等割額	6,600円	**6,700円**
	平等割額	7,200円	7,200円
	賦課限度額	120,000円	**130,000円**
介護納付金分	所得割率	0.7%	**1.9%**
	資産割率	3%	**廃止**
	均等割額	4,800円	**8,000円**
	平等割額	4,200円	**6,800円**
	賦課限度額	100,000円	100,000円

低所得者に対する軽減割合の拡大

世帯の所得の合計	平成21年度 均等割額・平等割額 軽減割合	平成22年度 均等割額・平等割額 軽減割合
「33万円」を越えない世帯	6割軽減	**7割**軽減
「33万円＋24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を越えない世帯	4割軽減	**5割**軽減
「33万円＋(35万円×世帯の被保険者数)」を越えない世帯	―――	**2割**軽減

国民健康保険税は、みなさんの医療を支える大切な財源です。納期内の納付をお願いします。

納税が困難な場合は、放置せずに保険年金課まで相談にお越しください。個々のご事情により、町の保険税減免規則による減免（納税通知書2ページ裏面）、分納などのご相談をさせていただきます。

◆問い合わせ先

○国民健康保険税に関すること
役場　保険年金課☎内線1144～1146

○国民健康保険税の納付に関すること
役場　収納課☎内線1112～1118

国民健康保険税が軽減されます

倒産・解雇などによる離職、雇い止めなどによる離職をされた方へ

◆対象となる方は、平成21年3月31日以降に離職された方の中で、左記に当てはまる方です。

○雇用保険の特定受給資格者（雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、31、32に該当される方）

○雇用保険の特定理由離職者（雇用保険受給資格者証の離職理由が23、33、34に該当される方）

※ただし、65歳以上の高年齢受給資格者は対象となりません。

対象となった方は、保険税の算定に用いる前年の給与所得を100分の30とみなして算定を行います。軽減の期間は、離職日の翌日から翌年度末までです。